

第32回大阪市屋外広告物審議会

日時：平成21年3月30日（月）

15:00～17:00

場所：ヴィアーレ大阪

会議次第

1 開会

2 報告事項

- (1) 屋外広告業登録制度の導入について
- (2) 違反広告物対策の現状について

3 議事

- (1) 部会の設置及び委員の選任について
- (2) 公共施設等にかかる屋外広告物の規制のあり方と
新たな広告物景観形成地区の検討について
 - ・ 禁止物件・禁止地域・適用除外の見直しの検討について
 - ・ 広告物景観形成地区の検討について
- (3) 電柱広告の許可基準の見直しについて

4 その他

5 閉会

大阪市屋外広告物審議会委員名簿

平成20年2月1日現在

| | 役職 | 氏名 | 職業 |
|-----------------------|----|--------|-----------------|
| 学 識 経 験 者 | 委員 | 舟橋 國男 | 大阪大学名誉教授 |
| | 〃 | 今竹 翠 | 総合デザイナー協会理事 |
| | 〃 | 荏原 明則 | 関西学院大学大学院教授 |
| | 〃 | 歌 一洋 | 近畿大学教授 |
| | 〃 | 西川 三記子 | 大阪市立大学非常勤講師 |
| | 〃 | 細田 みぎわ | 大阪市立大学非常勤講師 |
| | 〃 | 岡 絵理子 | 関西大学准教授 |
| | 〃 | 木多 彩子 | 摂南大学准教授 |
| 業 界 団 体 | 〃 | 山崎 雅雄 | 大阪屋外広告美術協同組合理事長 |
| | 〃 | 塚脇 義明 | 関西ネオン工業協同組合理事長 |
| | 〃 | 悦 美子 | 大阪広告美術協同組合理事 |
| | 〃 | 小坂 隆 | 関西電柱広告連合会事務局長 |
| 関 係 機 関 | 〃 | 戸田 晴久 | 大阪府住宅まちづくり部長 |
| | 〃 | 越智 浩 | 大阪府警察本部生活安全部長 |
| | 〃 | 丸岡 耕平 | 阪神高速道路株式会社常務取締役 |

2 報告事項

【経過】

① 屋外広告物法の一部改正(平成16年)の概要

現行の取組の問題

- 違反広告物が氾濫する現状を踏まえ、違反広告物の除却に関する制度の実効性を確保することが必要
- 違反広告物を減らすためには、違反を繰り返す悪質な屋外広告業者を規制する措置が必要

改正の概要

～良好な景観の実現のための、広告物と広告業に関する措置の両面からの取組み～

- 規制の実行性の確保
→簡易除却制度の対象拡大と要件の緩和 等
- 屋外広告業の登録制の導入

② 法改正を受けての大阪市の取組

- 平成17年11月 第30回屋外広告物審議会で「屋外広告物に関する新しい制度の導入に向けて」提言を受けた

提言

- 良好な景観の維持と形成に寄与する広告物の掲出を促進するうえでの屋外広告業者の役割の重要性を認識し、優良事業者の育成と不良事業者の排除のため、登録制度を積極的に導入すべきである。
- 景観を阻害し、交通安全上も大きな社会問題となっている違反広告物等を抜本的に解消するため、過料の徴収や除却費用等の徴収も踏まえた施策を具体化したうえで、違反行為者や広告主に対する責任追及を強化すべきである。

- ◎ 平成18年10月条例改正 屋外広告業の登録制度の導入
平成19年 1月施行
- 平成18年10月 第31回屋外広告物審議会で過料制度の導入について審議
- ◎ 平成19年 3月条例改正 広告主の責任の明確化及び過料制度の導入
平成19年10月施行

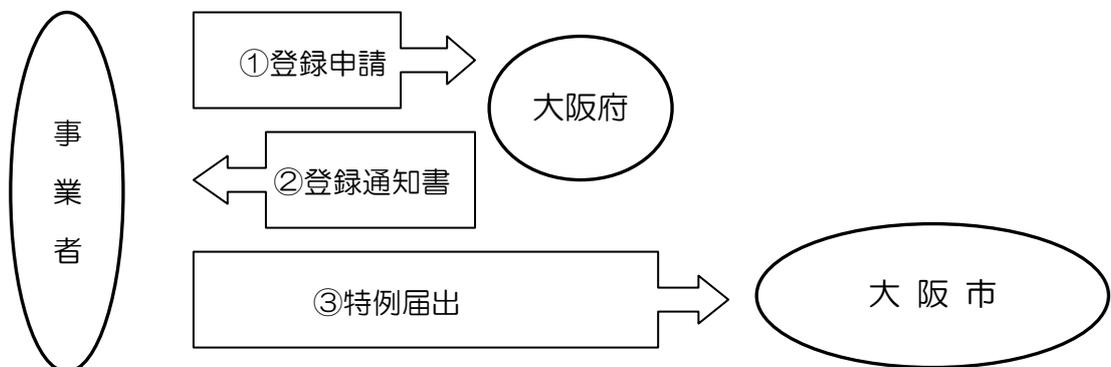
(1) 屋外広告業の登録制度について

平成19年1月から大阪市内で屋外広告業を営む事業者は大阪市の登録が必要(①)
ただし、大阪府の登録を受ければ、大阪市へは届出ることにより営業ができる(②)

① 大阪市の登録を受ける

- ・ 登録の有効期間は5年間。有効期間後に引き続き営業する場合、更新の登録が必要。
- ・ 登録、更新ともに手数料は10,000円。
- ・ 大阪市の登録は、大阪市内で営業する場合についてのみ有効。

② 大阪府の登録を受け、大阪市内にその旨を届け出る(特例届出制度)



③ 罰則等

| 罰則等 | 違反行為 |
|-----------------------------|---|
| 1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金 | <ul style="list-style-type: none"> ・登録(更新の登録)を受けずに屋外広告業を営んだ ・不正の手段により登録(更新の登録)を受けた ・営業停止の命令に違反した |
| 30万円以下の罰金 | <ul style="list-style-type: none"> ・登録事項の変更の届出をしない、虚偽の届出をした ・業務主任者を選任しなかった |
| 20万円以下の罰金 | <ul style="list-style-type: none"> ・報告をしない、虚偽の報告をした ・立入検査を拒み、妨げ、忌避した ・質問に対して答弁せず、虚偽の答弁をした |
| 5万円以下の過料 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業の廃業等の届出を怠った ・営業所に標識を掲げない ・営業所に営業に関する帳簿を備えない ・帳簿を記載しない、虚偽の記載をした ・帳簿を保存しなかった ・特例の届出を怠った、届出事項の変更の届出を怠った |

(2) 違反広告物対策の現状について

① 屋外広告物にかかる規制

- ・ 美観風致の維持及び公衆に対する危険防止を図るため、屋外広告物法に基づき昭和 31 年に「大阪市屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物の規制を行っている。
- ・ 平成 19 年 3 月には、新たに違反広告物の広告主に対しても過料等の責任追及を可能とする内容の条例改正を行った。（平成 19 年 10 月施行）

② 違反広告物対策にかかる主な取り組み

1) 簡易な違反広告物（はり紙、はり札、広告旗等）の除却

本市職員や電柱管理者（関電・NTT）、委託業者、市民ボランティア「かたづけ・たい」の活動等による除却を行っている。

- ・ 平成 19 年度除却実績 約 43 万件

2) 「違反広告物対策重点路線」の設定と規制強化

通行の障害となるような違反広告物（置き看板・パンフレットラック・広告付ベンチ等）に対しては、交通バリアフリー道路※（市内全区、延長約 80 キロメートル）を「違反広告物対策重点路線」に設定し、警察の協力を得て、自主撤去の指導等を重点的に行っている。

※ 交通バリアフリー道路とは、交通バリアフリー法に基づき、大阪市では、駅・周辺道路・各施設のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する地区を定めており、その主要な経路となる道路をいう。

3) 広告主に対する責任追及

定期的に違反広告物の実態調査を実施し、違反掲出数の著しい広告主に対して、適正に管理するよう文書勧告を行っている。

- ・ 平成 20 年 2 月 文書勧告 3 社、その他の 47 社へ啓発文書送付
- ・ 平成 20 年 10 月 文書勧告 17 社、その他の 79 社へ啓発文書送付
- ・ 平成 21 年 2 月 文書勧告 15 社、その他の 74 社へ啓発文書送付

4) 市民と協働した取り組み（「ゆめまちロード OSAKA」）

地域における放置自転車・道路不正使用・ごみのポイ捨て等の問題改善に関係機関と町会や商店会などの地元住民が協働して取り組む事業を推進している。

- ・ 実施内容 清掃活動や放置自転車・違反広告物等に対する啓発活動
- ・ 実施地区 大正駅周辺（大正区）、京橋駅周辺（都島区）、北大江地区（中央区）、なんさん通り商店会（中央区）

3 議事

(1) 部会の設置及び委員の選任について

審議会をより円滑に進めるために、少人数で審議事項について検討を行い、問題点等を整理、検討結果を報告又は原案を審議会に提案するために、部会を設置するものとする。

① 検討部会設置要綱(案)について

② 部会委員の選任について(案)

| 氏 名 | 役職等 |
|--------|-----------------|
| 舟橋 國男 | 大阪大学名誉教授 |
| 歌 一洋 | 近畿大学教授 |
| 細田 みぎわ | 大阪市立大学非常勤講師 |
| 山崎 雅雄 | 大阪屋外広告美術協同組合理事長 |

検討部会設置要綱（案）

H21.3.30 制定

（設置）

第1条 大阪市屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）は、審議会に委任された事項を検討するために、検討部会を設置する。

（組織）

第2条 検討部会は、審議会委員のうち会長が指名する委員で組織する。

2 会長は、座長の要請により、審議会委員の中から、案件に応じて臨時に検討部会委員を指名することができる。

（座長）

第3条 検討部会に座長を置く。

2 座長は、検討部会委員が互選する。

3 座長は会務を総理する。

4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 検討部会の会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

2 会議には、案件関係者をオブザーバーとして招き、意見を聴くことができる。

（報告）

第5条 座長は、検討部会における検討結果を、審議会に報告し、又は原案を提案するものとする。

（庶務）

第6条 検討部会の庶務は、建設局にて行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めのあるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(2) 公共施設等にかかる屋外広告物規制のあり方と新たな広告物景観形成地区の検討について

① 大阪市屋外広告物条例の規制の概要

| | |
|---------|---|
| 根拠法 | ○ 屋外広告物法 ○ 大阪市屋外広告物条例 法に基づく条例を都道府県、政令市、中核市等で制定して、規制を行う。 |
| 目的 | 良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止 |
| 屋外広告物とは | 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの 看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの |

1) 禁止

| | |
|---------------|---|
| 禁止区域 | 掲出不可(例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種低層住居専用地域等 ・ 文化財保護法で指定された国宝建造物の周囲 ・ 高速自動車国道法で規定する高速自動車国道等 ・ 鉄道及び軌道の線路区域、線路区域から展望することができる地域で、市長が指定した地域 ・ 古墳及び墓地 ・ 官公署、学校、研究所、図書館、美術館、科学館、博物館等 |
| 禁止物件 | 掲出不可(例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 橋、トンネル、高架構造物等 ・ 街路樹及び路傍樹 ・ 街灯柱(道路管理者が設置するものに限る)、信号機、道路標識等 その他 |
| 簡易広告物の禁止地域・物件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱 ・ 市長が指定する道路 |

2) 適用除外

| | |
|------|---|
| 適用除外 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の法令の規定によるもの ・ 道先案内図その他公益上やむをえない広告物 ・ 7㎡以内の自家用広告物 その他 |
|------|---|

3) 広告物景観形成地区

| | |
|--------------|--------------|
| 昭和 62 年 4 月 | ガイドプラン(9 地区) |
| 平成 12 年 12 月 | 長堀通広告物景観形成地区 |
| 平成 17 年 4 月 | 大川広告物景観形成地区 |

② 検討事項

1) 公共施設等への屋外広告物の掲出要請

【禁止物件】

ア 道路照明灯へのバナー広告の掲出

現在は、大阪市が主催するイベントの周知バナーを「公益上やむを得ない掲出物件」(適用除外)として掲出を認めている。(大阪市の認定道路に掲出する場合は、協賛企業名及びロゴをバナーの1/5の大きさまで認めている。)

- イベントの事業費にあてるために協賛企業を募集する際、商品そのもの、商品名の掲出要望がある。

イ 歩道橋への広告掲出

現在は、認めていない。

- 歩道橋の維持管理費にあてるために、施設管理者からの要望がある。

ウ 禁止物件には指定していないが、商店街の所有する街路灯やアーケードなど広告の設置制限をしている物件への掲出

- 平成20年3月に出された、国土交通省の通達による要望が商店会等から出されている。

【禁止地域】

エ 大阪市役所庁舎や区役所等への掲出

現在は、大阪市が主催するイベントの周知横断幕を「公益上やむを得ない掲出物件」(適用除外)として掲出を認めている。

- 「光のルネッサンス」(12月開催)等のイベントで、大阪市役所本庁舎壁面に協賛企業広告の掲出や区役所が収入を得るために、壁面等に企業広告を掲出したいという要望がある。

【適用除外】

オ 禁止物件・禁止地域には、自家用広告物でも7㎡を超えると設置不可

禁止物件・禁止地域には、自家用広告物(体育館の名称、学校名等)でも7㎡を超えると掲出できない。私立学校などで自校の名前も7㎡を超える大きさでは掲出できない。

- 自家用について7㎡の規制は厳しすぎるのではないか。

カ 人、動物に表示される広告物

国のガイドラインでは、「人、動物又は車両(電車又は自動車を除く。)、船舶等に表示される広告物」は適用除外となっている。

- 本市では、車両、自動車は、車体広告として屋外広告物許可の対象としているが、人、動物については、実態として許可すべき対象としていないが規定が必要。

キ 輝度が高い照明、LED などの規制について、まぶしすぎる等の観点から規制の要望がある。

2) 広告物景観形成地区の検討

大阪市屋外広告物条例に基づき、「広告物景観形成地区」制度を設けている。

この制度は、大阪市都市景観条例との整合性をはかりながら、地域特性に応じた基準を定め、良好な景観に資する屋外広告物の誘導を図っていくものである。

長堀、大川の2地区指定以降について広告物景観形成地区のあり方について検討が必要。

禁止物件

(○:禁止物件であるもの ×:禁止物件としていないもの)

| 物件名 | モデル条例 | 大阪市 | 大阪府 | 堺市 | 高槻市 | 東大阪市 |
|---------------------|-------|----------------------|--------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 街路樹・路傍樹 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○(支柱を含む) | ○(支柱を含む) |
| 橋梁 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| トンネル | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 高架構造物 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 分離帯 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 道路・鉄道の擁壁 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 地下道の上屋 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 街灯(道路管理者が設置するものに限る) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 信号機 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 道路標識 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 道路上の柵 | ○ | ○(歩道柵に限る) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 道路上の駒止 | ○ | ○(類するものを含む) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 道路上の変圧器 | × | ○ | × | × | ○(電力用地上設置機器) | ○(電力用地上設置機器) |
| 消火栓・火災報知機 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 郵便ポスト | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 電話ボックス | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 送電塔 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 送受信塔 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 形像・記念碑 | ○ | ○(類するものを含む) | ○ | ○(公共団体が設置するものに限る) | ○ | ○ |
| 里程標 | ○ | ○(類するものを含む) | × | × | × | × |
| 火の見やぐら | ○ | × | × | × | ○ | ○ |
| 電柱・電話柱 | ○ | ○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等) | × | ○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等) | ○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等) | ○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等) |
| 街灯(道路管理者が設置しないもの) | ○ | × | × | ○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等) | ○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等) | ○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等) |
| アーケード柱 | × | × | × | × | ○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等) | ○(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等) |
| 道路上の変圧器 | ○ | ○ | × | × | ○(電力用地上設置機器) | ○(電力用地上設置機器) |
| 景観重要樹木 | ○ | ○(未指定) | ○(未指定) | ○(未指定) | ○(未指定) | ○(未指定) |
| 景観重要建造物 | ○ | ○(未指定) | ○(未指定) | ○(未指定) | ○(未指定) | ○(未指定) |
| 煙突及びガスタンク等タンク類 | ○ | × | × | × | × | × |
| 道路の路面 | ○ | × | × | × | × | × |

禁止区域

(○:禁止区域であるもの ×:禁止区域としていないもの)

| 物件名 | モデル条例 | 大阪市 | 大阪府 | 堺市 | 高槻市 | 東大阪市 |
|-------|-------|-----|-----|----|----------|----------|
| 火葬場 | ○ | × | × | × | ○(支柱を含む) | ○(支柱を含む) |
| 官公署 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 研究所 | × | ○ | ○ | ○ | × | × |
| 図書館 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 美術館 | ○ | × | ○ | ○ | × | × |
| 音楽堂 | × | ○ | ○ | ○ | × | × |
| 公会堂 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |
| 記念館 | × | ○ | ○ | ○ | × | × |
| 体育館 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |
| 天文台 | × | × | ○ | ○ | × | × |
| 記念塔 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 博物館 | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ |
| 公民館 | ○ | × | × | × | × | × |
| 科学館 | × | ○ | × | × | × | × |
| 社寺・教会 | ○ | × | × | × | × | × |
| 病院 | ○ | × | × | × | × | × |
| 公衆便所 | ○ | × | × | × | × | × |
| 古墳・墓地 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

適用除外

(○:禁止区域であるもの ×:禁止区域としていないもの)

| 物件名 | モデル条例 | 大阪市 | 大阪府 | 堺市 | 高槻市 | 東大阪市 |
|---|-------|----------------------|-------------------------------------|--|----------------------|----------------------|
| 他の法令の規定により表示し、設置するもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 道先案内図、その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、設置するもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (基準有) | ○ |
| 国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物 | ○ | | | ○ | | |
| 自己の氏名、事業若しくは営業を表示するもので自己の住所・事業所・事務所・営業所等に設置し、その広告物の大きさが規定の枠内のもの | ○ | ○ | 7㎡以内 | ○ | ○ | ○ |
| 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、提出するもの | ○ | ○ (基準有) | 7㎡以内 高さ5m以内 | ○ (基準有) | ○ (基準有) | ○ (基準有) |
| 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター・立札等又はこれを掲出する物件 | ○ | | | ○ | | ○ |
| 政党・政治団体その他の団体が政治活動として行う宣伝 | | ○ (個人を含む。 基準有) | | ○ (個人を含む。 記載内容等 制限有) | | |
| 労働組合その他団体又は個人が労働組合活動として行う宣伝 | ○ | ○ (基準有) | | ○ (記載内容等 制限有) | | |
| 表示又は設置の期間が5日以内のもの | ○ | | 30日以内 はり紙・はり札・立看板 大きさ、明示事項あり | ○ | ○ (30日以内 基準あり) | ○ (30日以内 基準あり) |
| 車両に表示するもの | ○ | | | 路線バスを除く自動車 で、他の都市又は都 道府県に存する自動 車検査登録事務所に かかる自動車登録番 号を有するものに掲 出するもの | ○ | ○ |
| 冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 講演会のためのもの | ○ | | 敷地内に限る | 敷地内に限る | 敷地内に限る | 敷地内に限る |
| 展覧会のためのもの | × | | 敷地内に限る | 敷地内に限る | 敷地内に限る | 敷地内に限る |
| 音楽会のためのもの | ○ | | 敷地内に限る | 敷地内に限る | 敷地内に限る | 敷地内に限る |
| その他これらにするする催物のためのもの | ○ | | 敷地内に限る | 敷地内に限る | 敷地内に限る | 敷地内に限る |
| 神社・仏閣等の行事その他地方の年中行事の内容を表示し掲出するもの | ○ | | | | | |
| その他知事・市長が別に定めるもの | ○ | ○ | 非営利広告物 はり紙・はり札・立看板 大きさ、明示事項あり | ○ | ○ (非営利広告 基準有) | ○ |
| 工事現場の仮囲い | ○ | ○ (基準有) | | | | |

(3) 電柱広告(巻き付けるもの)の許可基準の見直しについて

① 電柱広告の許可基準の制定経過

昭和42年に開催された第3回、第4回屋外広告物審議会の審議を経て、昭和43年7月10日に広告物の許可基準を定めた。それ以降、電柱広告の許可基準の見直しは行われていない。

② 今回基準の見直しを検討いただく経過

大阪府電柱広告協議会からの基準緩和要望を受けて、現在、大阪府屋外広告物審議会で基準について見直しを検討している。

基準の制定当初から大阪府と同一で、現在も府下同一の基準となっていることなどから、大阪府で基準の見直しがあれば、大阪市においても見直しの検討が必要。

③ 基準等

| | 市条例 | 市道路占用 許可基準 | 府条例 | 要望 |
|-------------|-------------------|---------------|--------|--------|
| 縦の大きさ | 規定なし 実質1.2m | 1.2m以内 | 1.2m以内 | 1.5m |
| 路面からの 高さ | 2.3m~3.5m までの間 | 2.3m以上 | 2.3m以上 | 1.8m以上 |

(参考)

ア 関西電力の電柱広告(巻き付け)の取扱基準が改正された。

大きさ 1.5m以下 路面との距離 1.9m以上

イ 他都市基準に比べて、大阪府下が最も厳しい基準となっている。

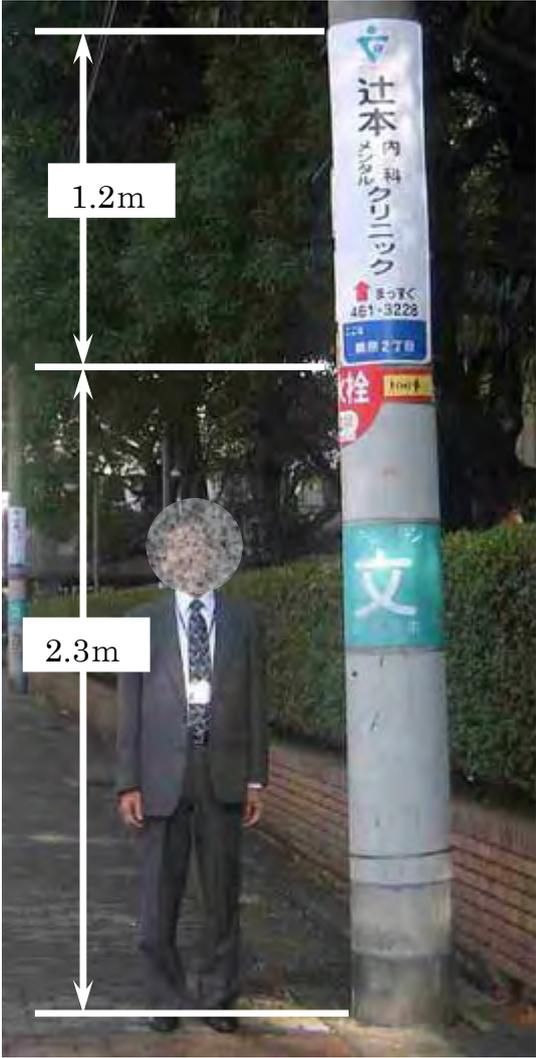
都道府県別電柱巻き付け広告掲出基準

| 都道府県名 | 掲出位置基準 |
|-------|-------------------|
| 北海道 | 地上から1.5m以上 |
| 青森県 | 地上から1.2m以上 |
| 岩手県 | 地上から1.2m |
| 宮城県 | 地上から1.2m以上 |
| 秋田県 | 地上から1.5m以上 |
| 山形県 | 地上から1.2m以上 |
| 福島県 | 地上から1.2m以上、4.5m以下 |
| 茨城県 | 地上から1.5m以上 3.2m以下 |
| 栃木県 | 地上から1.2m以上 3.2m以下 |
| 群馬県 | 地上から1.2m以上 |
| 埼玉県 | 地上から1.2m以上 3.2m以下 |
| 千葉県 | 地上から1.3m以上 |
| 東京都 | 地上から1.6m以上 |
| 神奈川県 | 地上から1.2m以上 3.0m以下 |
| 新潟県 | 地上から1.2m以上 |
| 富山県 | 地上から1.0m以上 |
| 石川県 | 地上から1.0m以上 2.8m以下 |
| 福井県 | 地上から1.0m以上 |
| 山梨県 | 地上から1.2m以上 3.5m以下 |
| 長野県 | 地上から1.2m以上 3.2m以下 |
| 岐阜県 | 地上から1.2m以上 |
| 静岡県 | 基準なし |
| 愛知県 | 地上から1.8m以上 3.4m以内 |
| 三重県 | 地上から1.5m以上 3.5m以下 |
| 滋賀県 | 地上から1.2m以上 |
| 京都府 | 地上から1.5m以上 |
| 大阪府 | 地上から2.3m以上 |
| 兵庫県 | 地上から1.2m以上 |
| 奈良県 | 地上から1.8m |
| 和歌山県 | 地上から1.5m以上 3.0m以下 |
| 鳥取県 | 地上から1.5m以上 3.5m以下 |
| 島根県 | 基準なし |
| 岡山県 | 地上から1.2m以上 2.0m以下 |
| 広島県 | 地上から1.2m以上 |
| 山口県 | 地上から1.2m以上 |
| 徳島県 | 基準なし |
| 香川県 | 地上から1.0m以上 |
| 愛媛県 | 地上から1.0m以上 |
| 高知県 | 基準なし |
| 福岡県 | 地上から1.2m以上 |
| 佐賀県 | 地上から1.2m以上 |
| 長崎県 | 地上から1.0m以上 |
| 熊本県 | 地上から1.2m以上 |
| 大分県 | 地上から0.5m以上 |
| 宮崎県 | 地上から1.2m以上 |
| 鹿児島県 | 地上から1.2m以上 |
| 沖縄県 | 地上から1.2m以上 |

近畿圏電柱巻き付け広告掲出基準

| 団体名等 | 掲出位置基準 | 大きさ | |
|--------------|----------------|------------|----------|
| | | 縦 | 横 |
| モデル条例 | 1.2～ | 1.5 | - |
| 兵庫 | 1.2～ | 1.2 | 0.36 |
| 滋賀県 | 1.2～ | 1.8 | - |
| 京都府 | 1.5～ | 1.2 | 0.5 |
| 和歌山県 | 1.5～3.0 | - | - |
| 奈良県 | 1.8～ | 1.8 | - |
| 大阪府 | 2.3～ | 1.2 | 円周の範囲内 |
| 神戸市 | 1.8～ | 1.2 | - |
| 姫路市 | 1.2～ | 1.2 | 0.36 |
| 奈良市 | 1.8～ | 1.8 | - |
| 和歌山市 | 1.5～3.0 | - | - |
| 堺市 | 2.3～ | 1.2 | 円周の範囲内 |
| 高槻市 | 2.3～ | 1.2 | 円周の範囲内 |
| 東大阪市 | 2.3～ | 1.2 | 円周の範囲内 |
| 大阪市 | 2.3～3.5 | | |

●電柱広告（巻付型）の地上からの高さ・寸法による違い●

| 現行の市条例の基準 | 緩和後の基準 |
|--|---|
| <p>○ 地上からの高さ：2.3m</p> <p>○ 看板の縦の寸法：1.2m</p> | <p>○ 地上からの高さ：1.9m</p> <p>○ 看板の縦の寸法：1.5m</p> |
|  <p>A photograph showing a utility pole with a vertical sign. A man in a suit stands next to the pole for scale. White arrows and boxes indicate the sign's height as 1.2m and the total height from the ground to the top of the sign as 2.3m. The sign text includes '辻本 内科 クリニック' and '461-3228'.</p> |  <p>A photograph showing a utility pole with a vertical sign. A man in a suit stands next to the pole for scale. White arrows and boxes indicate the sign's height as 1.5m and the total height from the ground to the top of the sign as 1.9m. The sign text includes '辻本 内科 クリニック' and '461-3228'.</p> |

■大阪府屋外広告物条例の規制の概要

どんな条例

| | |
|---------|---|
| 根拠法 | ○屋外広告物法（条例とも S24 年施行） |
| 目的 | ○景観形成・風致維持及び危害防止 |
| 屋外広告物とは | ○屋外で公衆に対して表示、設置されるはり紙、看板等で、営利・非営利に関わらない |
| 対象市域 | ○政令市、中核市を除く(独自に条例制定) |

①屋外広告物の規制区域

| | |
|--------|--|
| 禁止区域 | ○掲出不可 例)・第1種低層住居専用地域 ・重要文化財の指定敷地 ・史跡・名勝等の地域 ・官公署、体育館等の敷地 等 |
| 表示制限区域 | ○表示の制限強化(用途地域や路線に応じた大きさや面積制限等の付加) ・上記道路・鉄道等の中から知事が指定するもの 〔・名神高速等 21 路線(一般路線) ・湾岸線、関西空港線(重要路線)〕 |
| 許可区域 | ○掲出可能だが知事の許可が必要(大きさ規制) 例)・第2種低層住居専用地域 ～第2種中高層住居専用地域 ・風致地区、景観地区、公園 ・道路、鉄道等で知事が指定するもの 〔国道、府道、幅員 16m 以上の道路、鉄道等及びその沿道 500m 等〕 |

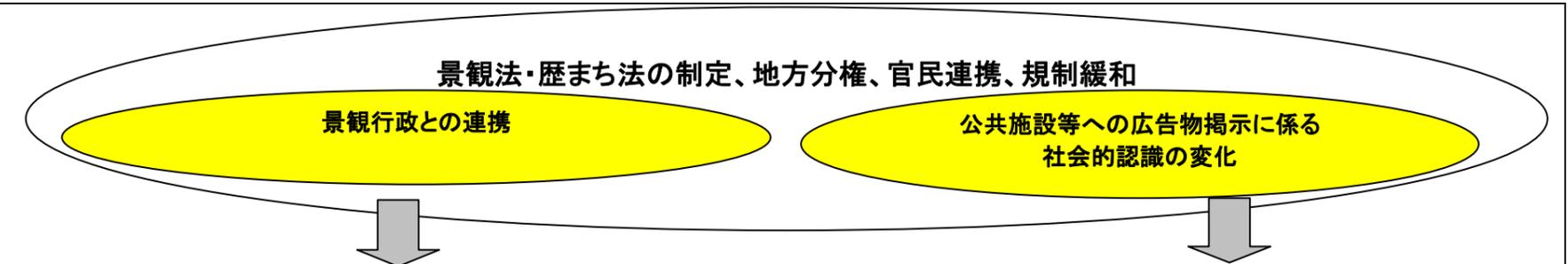
②規制区域の内外に関わらず屋外広告物が禁止・表示制限されている規制物件

| | |
|--------|--|
| 禁止物件 | ○掲出不可 例)・街路樹、橋梁、高架構造物、街灯、道路上の柵、景観重要建造物・樹木 等 |
| 表示制限物件 | ○掲出可能だが表示制限(大きさ、設置位置、箇所数等) ・電柱、停留所標識。 |

③制限の適用除外

| | |
|------|---|
| 適用除外 | ○全ての規制区域・規制物件に及ぶ適用除外例) ・他の法令によるもの ・道先案内図等公共上やむを得ないもの ・7㎡以内の自家用広告 等 ○許可・表示制限・禁止区域の適用除外例) ・自己管理広告物、非営利広告物 ・公益上必要な施設の寄贈者名等 ○その他 |
|------|---|

■変化 と 課題



○大阪府景観計画との連携

- 景観法に基づいた大阪府景観計画の施行
 - ・H20.10.1 施行：5 区域（中央環状、外環状、国道 26 号、国道 171 号、淀川）
 - ・H21.1.1 施行：2 区域（生駒、第二京阪）
- 「景観計画区域内の屋外広告規制は屋外広告物条例に委ねる」と規定
- 7区域のうち、淀川、生駒、第二京阪、外環状の4区域は表示制限区域となっておらず、今後の規制のあり方の検討が必要

○市町村景観施策との連携

- 市町村の景観行政団体への移行、景観計画の策定を促し、これと連携するとともに、市町村における屋外広告物条例の制定の促進が必要
 - ・景観行政団体：箕面、豊中、吹田、岸和田、太子の5市町
 - ・景観計画策定：箕面（H20.4 施行）、豊中（未施行）、太子（未施行）（※政令市、中核市を除く）

○公共施設に係る広告物規制のあり方

- 公共団体等有する施設への屋外広告物の掲示に係る社会的認識が大きく変化し、公共貢献に資する民間企業の広告物に対する規制緩和の要請が強くなっている。
 - ・道路、公園、河川等の公共施設の管理に民間団体や企業の協力を得る場合の掲示（アドプト制度）
 - ・公共建築物に民間企業の名称を冠することにより管理運営や財源確保への協力が得られる場合の掲示（ネーミングライツ）
 - ・地域が一体となって進めるイベント等に関連する広告物に対する占用許可等、道路管理上の柔軟化の動き（H20.3 国通達）など
- 公共施設における良好な景観維持と民間経済活動、公共利益のバランスを踏まえた規制のあり方の検討が必要

■検討事項

○景観行政との連携のあり方について

- 新たな景観施策が構築される中での広域規制を担う大阪府屋外広告物規制の基本的な考え方について
- 大阪府景観計画の区域における規制のあり方について
 - ・第二京阪の扱い
⇒中央環状や国道 26 号線と同様に、既指定の「一般路線の表示制限区域」とするの、湾岸線や空連道の「重要路線」とするの
 - ・淀川区域、生駒区域（交野市含む）の扱い
⇒路線型と異なる新たな「面型の表示制限区域」としての規制の考え方、規制内容
- 景観行政団体である市町村の区域、市町村の策定する景観計画の区域、歴まち法による認定計画の区域等における府屋外広告物規制のあり方
⇒許可区域や表示制限区域、禁止物件等の指定をするのか

○公共施設等に係る広告物規制のあり方

- 良好な景観維持と経済活動、公共利益(目的)のバランスを踏まえた緩和の範囲とその規定方法について
 - 例)・公共公益上必要な施設・物件の整備、維持管理の財源確保のために行う協力企業の広告物の掲示
 - ・アドプト等、官民協働事業の推進に必要な屋外広告板への協力企業の広告物の掲示
- 規定方法)・禁止物件からの除外、適用除外規定の追加
- 緩和ニーズが明確化している電柱広告(巻き付け型)の規制の見直しについて

課題